

第161条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- 一 法第47条の規定による点検及び整備を行う場合
 - 二 法第54条第1項の規定による命令、同条第2項の規定による使用の停止、同条第3項の規定による処分の取消し又は同条第4項の規定による勧告のための判定を行う場合
 - 三 法第54条の2第1項の規定による命令、同条第4項の規定による整備、同条第5項の規定による処分の取消し又は同条第7項の規定に係る判断を行う場合
 - 四 法第62条第1項の規定による継続検査を行う場合
 - 五 法第63条第2項の規定による臨時検査を行う場合
 - 六 法第67条第3項の規定による構造等変更検査を行う場合
 - 七 法第90条の規定による特定整備を行う場合
 - 八 法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合
 - 九 その他第5条及び第83条の規定により第1節及び第2節の規定が適用される場合以外の場合
- 2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる自動車の部分について、前項の規定にかかわらず、それぞれ第2節(指定自動車等の臨時検査を行う場合にあつては、第1節)の規定を適用するものとする。
- 一 法第63条第2項の規定による臨時検査を行う場合事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が第2節(指定自動車等にあつては、第1節)の規定に適合していないおそれがあると認められる部分
 - 二 法第67条第3項の規定による構造等変更検査を行う場合法第67条第3項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第2節の規定に適合していないおそれがあると認められる部分
 - 三 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合(前号に規定する場合を除く。)当該変更に係る部分
 - 四 保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた自動車であつて、当該認定が効力を失った後に初めて法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査を行う場合当該認定の対象となっていた構造又は装置
- 3 この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。